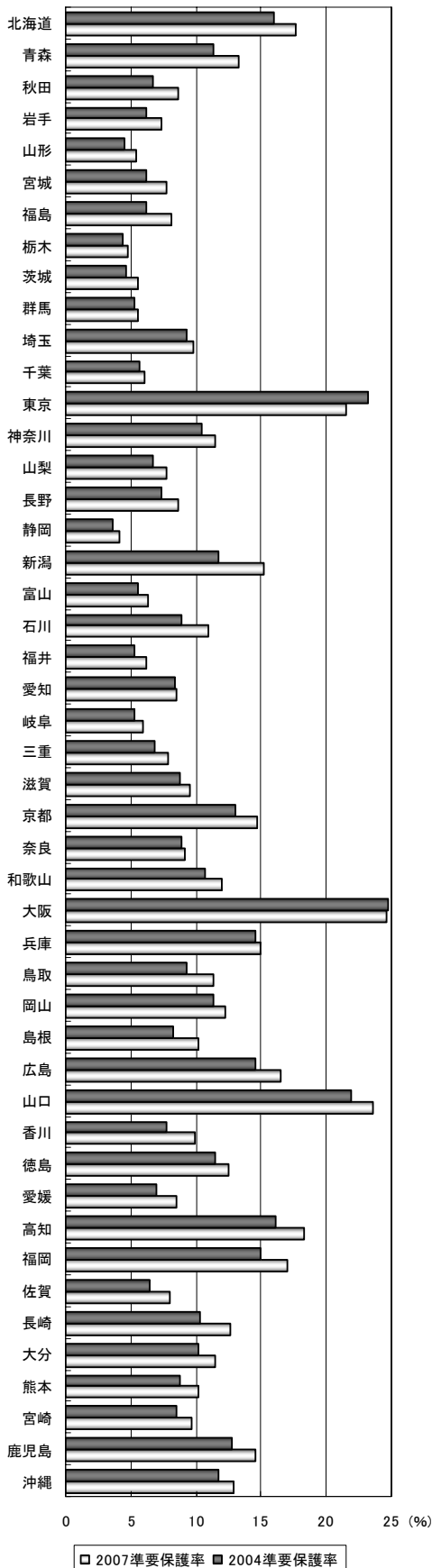


# 教育の機会均等と学びを保障するための就学（修学）保障制度の充実を！

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。（日本国憲法第26条より）

準要保護児童生徒割合



【図1】文科省調べ

経済・雇用状況の急激な悪化により、失業者・低所得者が増大しています。こうした中、教育の機会均等に大きな影響が出ています。家庭の所得の違いによって、子どもや青年たちの教育や進路などが左右されないよう、就学（修学）保障制度の充実が重要となっています。

## 1. 義務教育の機会を均等に保障しよう！

### 就学援助制度の充実を！

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対して学用品費・通学費・給食費・修学旅行費などの援助を自治体が行う制度です。

近年、企業の倒産やリストラなどの経済状況の変化から、援助費を受給している児童・生徒は増大しています【図1】。

一方で、この間の国による補助金廃止や地方財政の悪化などの影響により、援助対象となるための所得要件を厳しくしたり、援助金額の引き下げなどが進行しつつあり、自治体間格差も起きています。

※図1：就学援助の対象となっている要保護と準要保護の児童生徒のうち、都道府県により要件の異なる準要保護児童生徒の数を示しています。要保護とは生活保護を受ける者であり、準要保護は生活保護に準じて前年度の所得が生活保護水準の1.1～1.3倍の家庭が対象とされています。

全国合計%：要保護（04年1.25→07年1.28）、準要保護（11.52→12.46）

## 2. 夜間中学の教育を保障しよう！

### 学齢を超えた生徒にも就学援助制度の適用を！

中学校夜間学級では、様々な事情により学齢期に義務教育を受ける権利を奪われた生徒が学んでいます。また、新たに来日した帰国者の中には、学齢を超えた生徒が少なからずいます。就学援助制度は、法令で「学齢」者を対象としていることから、こうした方々は適用されないため経済的理由により就学が困難となるケースが多くあります。

※全国の中学校夜間学級→8都府県（東京、大阪、京都、千葉、神奈川、奈良、兵庫、広島）で35校に設置。在籍数は約2,400人。

就学・修学保障制度の充実を求める請願

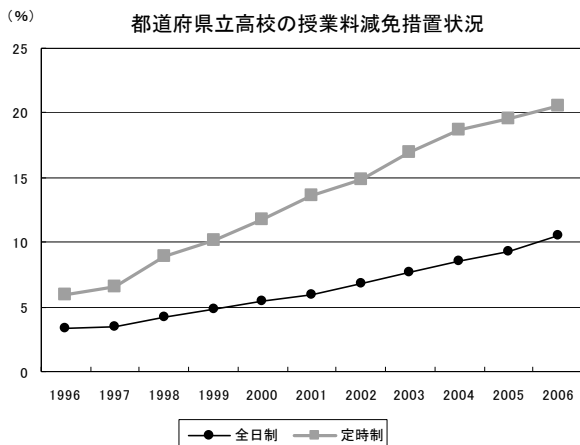
署名集約先・問合せ

日本教職員組合 Tel.03-3265-2171

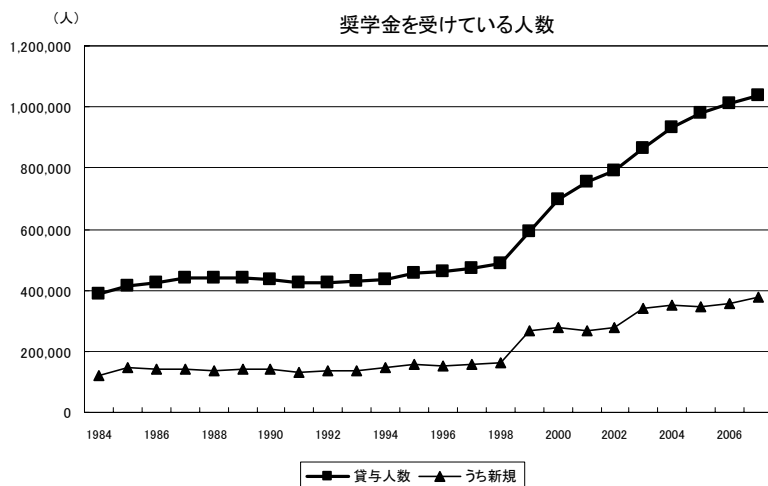
### 3. 高校の授業料を無償化し、ひとしく教育を保障しよう！

高校の授業料減免措置を受けている生徒が増加しています【図2】。教材費や修学旅行費などの徴収金も高額で、アルバイト等で学業に集中できない生徒も増えています。高校授業料の無償化に向けて、減免措置の制度を拡充する必要があります。世界では教育の無償化が主流になっています（下記※印参照）。

また、奨学金の受給者も急増しており【図3】、学生支援機構の無利子奨学金は、競争率が4倍であり、2/3以上が有利子（年利3%以内）奨学金の受給者です。



【図2】文科省調べ：06年度分は生活保護率を加算して作成

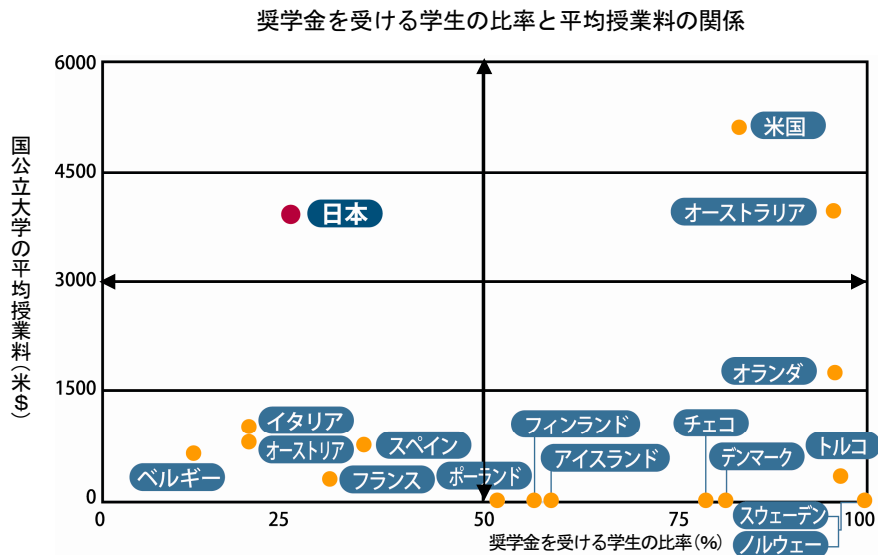


【図3】学生支援機構調べ

### 4. 大学教育の機会を均等に保障しよう！

大学の授業料が高く、かつ奨学金が受けにくい唯一の国が日本です【図4】。

その奨学金も全て貸与です。そもそも諸外国の奨学金は貸与ではなく給付制で返済義務がありません。日本の大学教育は家計支出で支えられています。家庭の経済力による“教育格差”をなくす奨学金制度が必要です。



【図4】OECDインディケーター2008年版より

※世界では教育の無償化が主流です

国際人権規約A規約の151の締約国中、教育の無償化にむけた条項（13条2項）の批准を留保している国は3カ国（日本、ルワンダ、マダガスカル）しかなく、授業料の無償化に向けて多くの国が努力しています。